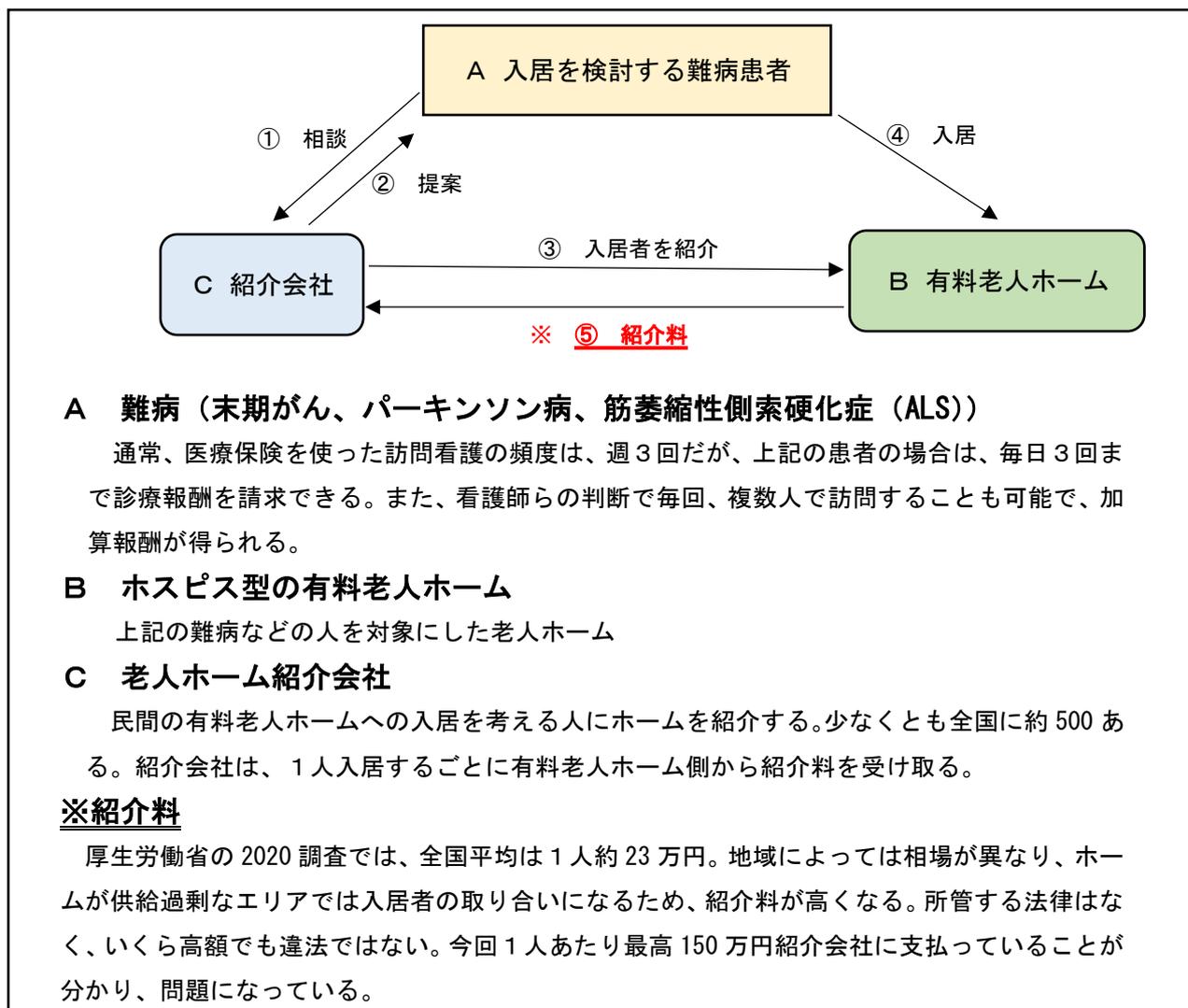


改正の背景



老人ホームの紹介料は、家賃や食費など入居者が自己負担する居住費用の部分に伴うもの。医療保険で受け取れる報酬額や要介護度に応じて紹介料を設定するのは、社会保障費を充てることになるので不適切

※指導指針の「12 契約内容等」において、有料老人ホームが紹介会社との委託契約等を締結する際の留意事項を追加

イ 入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような設定を行わない又は設定に応じないこと。また、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。

ロ 紹介会社の選定に当たっては、紹介会社が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましい。また「※高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましい。

※公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する制度